

福島県水環境保全基本計画(中間整理案)(平成24年12月20日版)に対する
環境審議会委員からの意見への対応

資料3-2

平成25年1月23日

番号	意見の内容					意見に対する対応	
	委員名	頁・行	中間整理案の記載内容	意見(修正案)	理由	対応方針	修正後の頁・行
1	高荒委員	P30 図〇〇 P36 L21	汚水処理人工普及率 「避難区域等調査困難な11市町村を除く」	11市町村を用語解説などに記載する。	データを明確にするため。	意見を踏まえ、用語解説「汚水処理人口普及率」に以下のとおり記載します。 「平成23年度末時点の結果については、避難区域等への指定や津波による被害のため調査困難となった11市町村を除いたものとなっています。(調査困難となった11市町村)相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村」	P32 図9 P38 L21 P86 L40~44
2	福島委員	P27 L10	現況値として「水浴場の放射性物質基準適合率」「水浴場の環境放射線量」を記載している。	飲み水、河川、湖沼などの現況値も記載する。	「飲み水、河川、湖沼など」の放射性物質モニタリングについての項であるため。 除染の具体的対策が立てられず、目標値の設定が無理でも、現況値だけでも掲載するのがよい。	意見を踏まえ、第4章の1(1)「現状」に平成23年度のモニタリング調査結果等を記載します。	P25 L25
3	石田委員	P4	4 計画の位置付け この計画は、「福島県総合計画」や「福島県環境基本計画」、「福島県水資源総合計画」の実現に向けて、水環境の面から取り組んでいくもので、本県の水環境を保全するため、他の関連する計画と連携を取りながら… 「福島県環境基本計画」及び「福島県水資源総合計画」との関係図を記載。	「水環境保全基本計画」が二つの上位計画を受けた計画であるとするのは奇異に感じる。	11/22開催の環境審議会第1部会の参考資料1に「県計画体系図」があり、「総合計画」、「部門別計画」、「生環部計画体系」の関連付けがされているが、ここでは「水環境保全基本計画」と「水資源総合計画」との関連付けがされていない。	「水資源総合計画」は本計画の上位計画としてではなく、密接に関連した計画として記載しています。 今回の御意見を踏まえ、関係図を修正します。また、文章を以下のとおり修正します。 「この計画は、「福島県総合計画」や「福島県環境基本計画」、「福島県水資源総合計画」の実現に向けて、水環境の面から取り組んでいくもので、本県の水環境を保全するため、「福島県水資源総合計画」など他の関連する計画と連携をとりながら…」	P4 L2~16

番号	意見の内容					意見に対する対応	
	委員名	頁・行	中間整理案の記載内容	意見(修正案)	理由	対応方針	修正後の頁・行
4	石田委員	P9～	第3章 目標 水質保全目標	放射性物質の目標値の記載がないが、現況について一言触れるべき。		放射性物質については第4章の1「放射性物質による環境汚染からの水環境野回復等」に一括して記載することとしています。 今回の御意見を踏まえ、第4章の1(1)「現状」に平成23年度のモニタリング調査結果等を記載します。 なお、県内水環境中の放射性物質汚染については、未だ現状把握に努めている段階ですので、目標値の設定は困難と考えています。	P25 L25
5	和田委員	P27 L10	現況値として「水浴場の放射性物質基準適合率」「水浴場の環境放射線量」を記載している。	環境放射能モニタリングに「土壌」も追加してほしい。	地上1mでの空間放射線量が基準となっているが、水浴場の場合は砂遊び(砂掘り)等直接土壌と接触する可能性が大きい。 また、海岸の場合、地下数十cm付近の線量が高い場合もある。	平成24年6月8日付けの環境省「水浴場の放射性物質に関する指針」では、砂浜で遊ぶことについて、 ○砂に結合した放射性物質は離れにくく体内で吸収されるとは考えにくい ○仮に溶出したとしても、口に入る量や傷口から侵入する量を考えれば問題ないレベルと記載されています。	P29 L3
6	和田委員	P32 L45 P39 L32	ダム貯水池内への水質浄化設備の設置や、貯水池へ流入する有機物の抑制、定期的な貯水地内の干し上げなどにより、貯水地内の水質悪化抑制や浄化対策を行っています。 ダム貯水池内への曝気装置や循環装置の設置による貯水池の直接浄化や、貯水池へ流入する有機物の抑制、定期的な貯水地内の干し上げなどにより、貯水池の水質浄化対策を推進します。	貯水池の干し上げの際には堆積物の放射性物質の測定も組み入れてほしい。	現在、水溶性のセシウムはかなり少なくなり、多くは土壌(粘土)に吸着されていると聞いており、貯水池の堆積物に放射性物質が溜まり込んでいる可能性があるため。	現在実施している水環境の放射性物質モニタリングでは、湖沼(ダムを含む)の底質についても調査を行っており、ご指摘の堆積物の放射性物質についても把握することが可能と考えます。 なお、このことを第4章の1(1)「現状」に記載することとしました。	P25 L25 P34 L45 P41 L32
7	和田委員	P38 L14	地下水汚染対策などの推進 数値目標 「地下水の汚染対策が完了した地点の割合」 平成23年度現況値 4.8%	現況値がかなり低いことが気になるので理由を知りたい。	かなり低い達成率であるが、今後について何か対策を講じる必要があるのではないかと。	地下水汚染については、汚染発見の段階で汚染原因者に対して浄化対策を指導し、浄化完了まで継続して水質を監視しているところです。 しかしながら、自然由来及び原因不明の汚染の場合は有効な対策が行うことが難しいこと、浄化完了数よりも新規汚染発見数の方が多いことなどにより、達成率の増加に繋がっていないのが現状です。	P40 L14

番号	意見の内容					意見に対する対応	
	委員名	頁・行	中間整理案の記載内容	意見(修正案)	理由	対応方針	修正後の頁・行
8	和田委員	P40 L12	排水基準のない新たな化学物質などの汚染の動向調査に努めます。	「新たな化学物質など…」と記載されているが、該当するものがあれば記載してほしい。	調査対象の新たな化学物質を決める際には、何か理由があるのか。また、それは福島県独自で決めていくのか。	意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「 ノニルフェノール など、排水基準のない新たな化学物質 など の汚染の動向調査に努めます。」 調査対象物質は、今後規制対象となりうる候補物質を中心に選出しています。	P42 L12
9	河津部会長	全体的に		「保全」の意味を整理する必要がないか	上位計画である「環境基本計画」において「保全」と「回復」を分けている。	意見を踏まえ、上位計画である「環境基本計画」と同様の取扱いをすることとしました。	P3 L3～5,7,14,19 P4 L3 P28 L2,5
10	河津部会長	全体的に P27 L9等		環境放射性物質モニタリング 環境放射能モニタリング 環境放射線モニタリング の区別と解説は必要ではないか	必ずしも統一されていないように思われる。	意見を踏まえ、表現を以下のとおりとしました。 ○放射性物質モニタリング 飲み水等の環境試料中の放射能濃度の測定を指します。 ○環境放射線モニタリング 空気中の放射線量(空間線量率)の測定を指します。 このことについて、第4章の1「放射性物質による環境汚染からの水環境の回復等」の後ろ(P30)に示したほか、「環境放射線」及び「放射性物質」について、用語解説に追加しました。	P28 P29 P30 P43 L5～6 P46 L6 P51 L7 P87 L24～28 P94 L1～6
11	河津部会長	P27 L13～14		住民避難の地域のモニタリングを特だしする必要性はあるのか。	読み方によっては、避難住民自身が汚染されているような誤解を生むこと。県内全体をモニタリングすることで足りるのではないか。	意見のとおり削除します。	P29 L5～7
12	河津部会長	P30	下水道課調べの図	平成22年度の県の下水道普及率は、0%の表記はおかしい	未調査であって0%ではない。 質問 11市町村を除いた評価はできるのか。	意見のとおり表記を削除します。 なお、平成22年度の普及率については集計作業を実施していない市町村も多く、算出は困難と思われます。	P32